

議第 50 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産

【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市湯之島368番地2	下呂湯之島集会所	木造平屋建て	172.24㎡

2. 譲与する相手方

下呂市湯之島 368 番地 2

湯之島区（認可地縁団体） 代表者 西 博 志

3. 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。